

# 道路への倒木、枝・雑草の張り出しにご注意ください

- 私有地の樹木が道路へ倒れたり、枝や雑草が道路に張り出したりすると、道路の通行への支障や事故発生の原因となります。
- これらが原因で発生した事故については、当該樹木の所有者の責任が問われることがあります。
- 私有地の樹木は所有者が自ら管理すべきものですので、定期的な伐採や剪定・刈り込みをお願いします。
- 道路法の禁止行為に当たる場合は、土木事務所長が樹木の移転や伐採を命令することがあります。



## ○道路法第43条（道路に関する禁止行為）

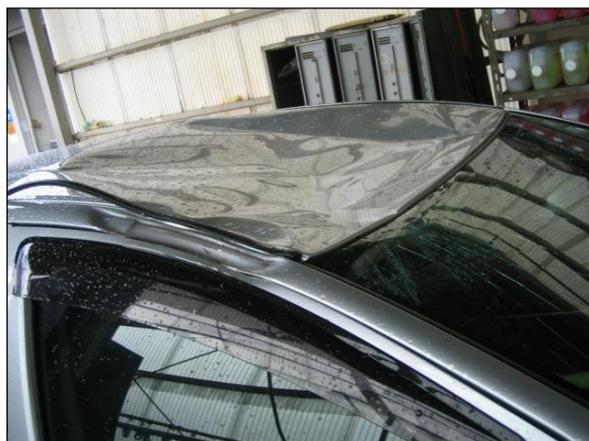
何人も道路に関し、左に掲げる行為をしてはならない。

- 一 みだりに道路を損傷し、又は汚損すること。
- 二 みだりに道路に土石、竹木等の物件をたい積し、その他道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある行為をすること。

## ○民法第717条（土地の工作物等の占有者及び所有者の責任）

- 1 土地の工作物の設置又は保存に瑕疵があることによって他人に損害を生じたときは、その工作物の占有者は、被害者に対してその損害を賠償する責任を負う。ただし、占有者が損害の発生を防止するのに必要な注意をしたときは、所有者がその損害を賠償しなければならない。
- 2 前項の規定は、竹木の栽植又は支持に瑕疵がある場合について準用する。
- 3 前二項の場合において、損害の原因について他にその責任を負う者があるときは、占有者又は所有者は、その者に対して求償権を行使することができる。

## 私有地の樹木による道路上の事故事例



被害状況：倒木が直撃し、ルーフを損傷



被害状況：落下した枝がフロントガラスを貫通

枯れている樹木や道路に張り出している樹木についての情報提供・御相談は、下記土木事務所の保全部にお願いします。

管轄土木事務所	電話番号	管轄市町
宇都宮土木事務所	028-626-3147	宇都宮市、上三川町
鹿沼土木事務所	0289-65-3216	鹿沼市
日光土木事務所	0288-53-1214	日光市
真岡土木事務所	0285-83-8305	真岡市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町
栃木土木事務所	0282-23-3437	栃木市、小山市、下野市、壬生町、野木町
矢板土木事務所	0287-44-2538	矢板市、さくら市、塩谷町、高根沢町
大田原土木事務所	0287-23-6544	大田原市、那須塩原市、那須町
烏山土木事務所	0287-83-1324	那須烏山市、那珂川町
安足土木事務所	0284-41-4100	足利市
	0283-24-3112	佐野市
道路緊急ダイヤル	#9910	

※土木事務所が管轄する道路は、国道（4号及び50号を除く）及び県道です。